

活動報告（歴史資料保全ネット・わかやま）

2022.2.19～20 第8会全国史料ネット研究交流集会
報告者:橋本唯子（歴史資料保全ネット・わかやま代表 和歌山大学）

発足の経緯・組織体制・紀伊半島大水害時の活動など

【2011年9月、紀伊半島大水害後に発足】

- 和歌山大学関係者、博物館・文書館関係者、文化財担当者、研究者、市民により結成
- 2011年9月紀伊半島大水害（台風12号水害）に被災資料のレスキュー活動

和歌山県立博物館「災害と文化財」より水害救出文化財



参考11 エタノールの噴霧
カビの状態を確認しながら、エタノールを噴霧して、カビの発生を抑制する応急処置を行う。

近年の主な活動① 紀伊半島大水害被災公文書現状確認調査

2016年7月4日、田辺市・新宮市・古座川町、2017年10月27日田辺市、同年11月24日新宮市において調査を実施

- 一部行方不明文書あり
- 一部未確認文書について継続調査が必要
- 多くが元の場所へ保管、同様の水害に対する被害対応への懸念



近年の主な活動② 台風21号により被災した郷土資料のレスキュー

【2018年9月9日（21号台風通過5日後） 御坊市】

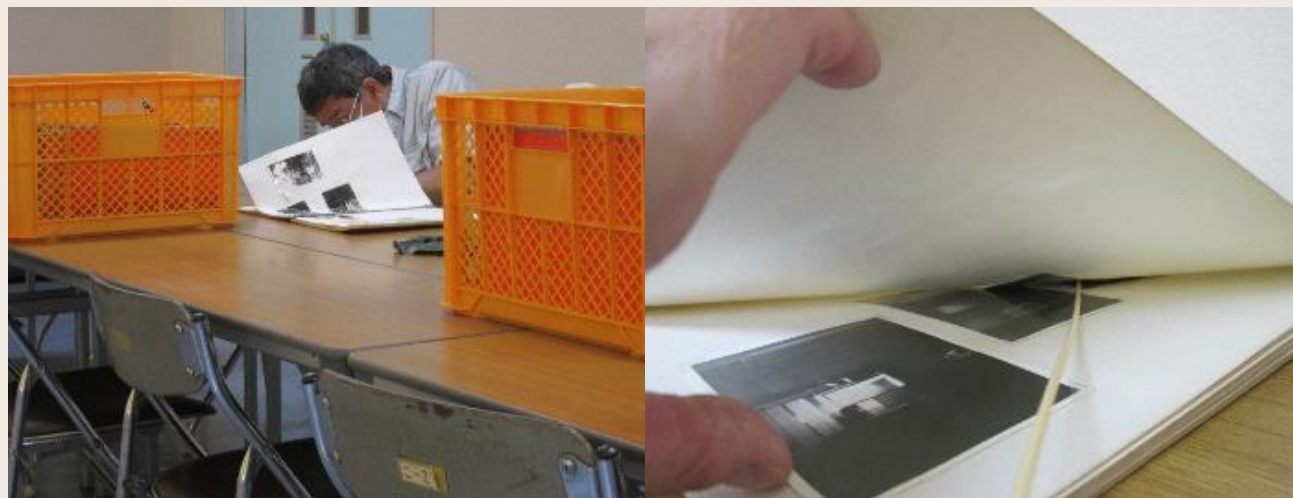
- 地元郷土史家（故人）が生前に収集・作成した郷土資料が保管されていた私設研究室の壁が大破 御坊市教委の相談を受けて12名で作業
- 建物の解体前に写真資料ほか貴重な郷土資料を移動、乾燥 風雨にさらされた写真資料のアルコール消毒などを実施



台風21号（2018）により被災した郷土資料の再調査・クリーニング

【2020年9月17日 再調査・クリーニング作業実施（御坊市）】 本会会員4名が参加

- 約1,800冊の写真アルバムから固着被害の強い約150冊のクリーニング作業を行った



- その後① 和歌山大学博物館学芸員養成課程（博物館実習）での作業（約100冊） 11/30、12/9、12/24（計3回）で完了



- その後② 御坊市文化財研究会による作業 10/9、18、26、11/9、22、12/2、13（計7回）により完了

連携・関連事業 和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議

- 博物館・図書館・市町村教育委員会など計79機関が参加（2021年1月現在）
- 2021年1月20日 和歌山県立博物館において2020年度幹事会を開催

その他① 本会会員にかかわる新聞連載記事

- 2021年6月27日付産経新聞「先人からのメッセージ 防災減災わかやま」への寄稿 など

その他② 「地域に眠る「災害の記憶」と文化遺産を発掘・共有・継承する事業」への協力

2014年度から和歌山県立博物館を中心に、「災害の記憶」を伝える記念碑や古文書の調査を行い、その成果を地域に還元する事業に取り組んでいる

- 湯浅町・広川町において調査を行い、小冊子を刊行・配布した

先人たちが残してくれた「災害の記憶」を未来に伝えるVI

—命と文化遺産とを守るために—
【湯浅町・広川町】



和歌山県立博物館施設活性化事業実行委員会

和歌山県文化財保存活用大綱の策定への協力

【2021年3月策定】

- 2019年4月 改正文化財保護法施行にともない、都道府県教育委員会が大綱を定めることができるものと規定
- 2021年1月8日 歴史資料保全ネット・わかやま 2020年度第1回全体会において大綱案を協議、修正案を提示
- 2021年3月、和歌山県教育委員会が大綱を策定。上記修正案も一部反映
- 第6章「文化財の防犯・防災対策及び災害発生時における対応」に歴史資料保全ネット・わかやま設立経緯が示される
- 2021年8月大雨、12月3日震度5弱地震、2022年1月トンガ諸島付近噴火に際して照会あり

《文化財関係組織等災害時連携体制》

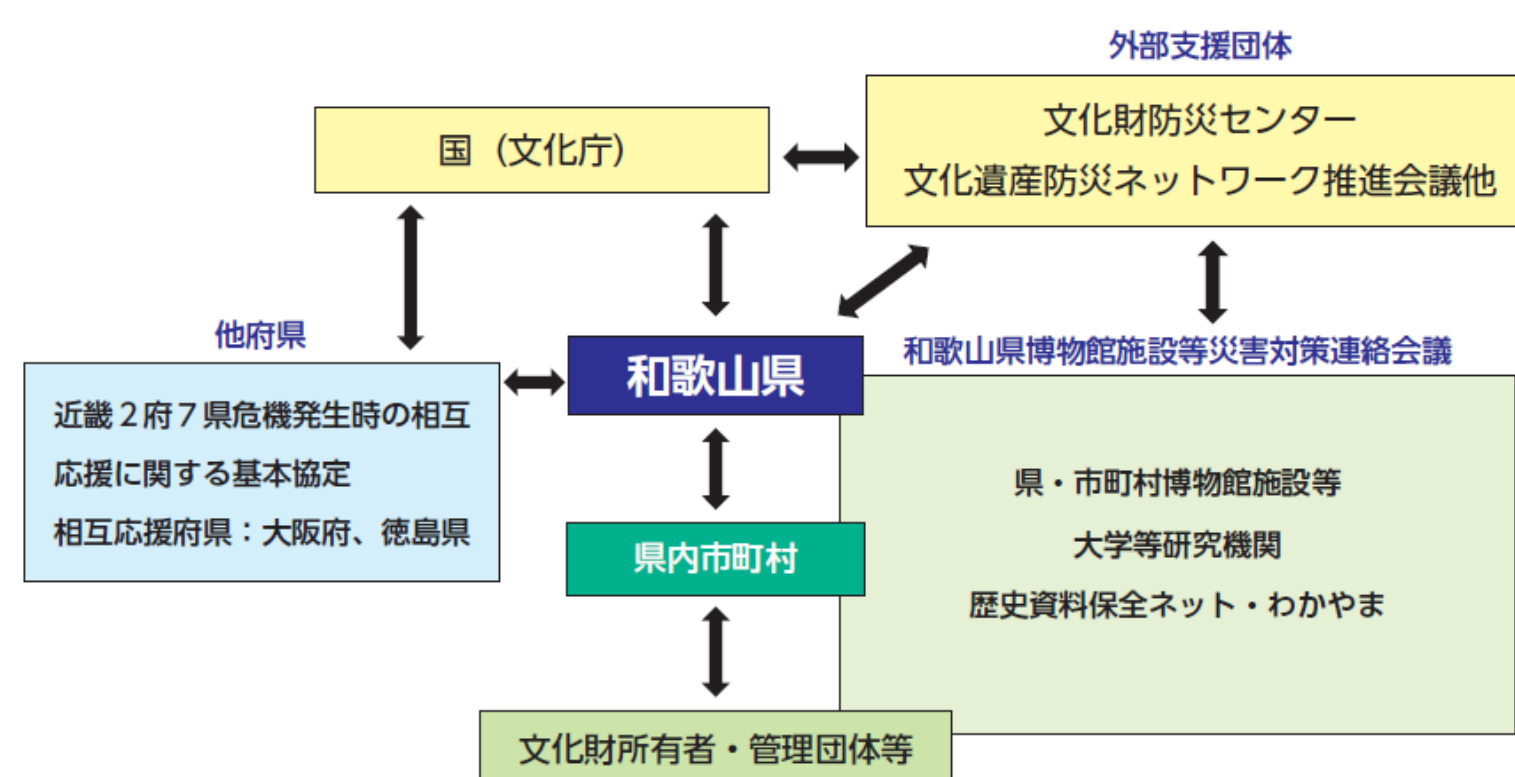


図9 文化財関係組織等災害時連携体制

『和歌山県文化財保存活用大綱』より

まとめ・展望

【南海トラフ地震に対する備え・認識の広がり】

- 和歌山県地域防災計画（2016年度改定）に、災害時における文化財（未指定含む）の救援・保全活動が明記

【和歌山県地域防災計画より抜粋】

基本計画編 第3編 第14章 第6節 文化財等救援・保全活動の計画（県教育委員会）

- 計画方針
災害時における文化財等の救援・保全等の措置を図るものとする。
- 計画内容
災害発生時においては、各市町村教育委員会及び県内博物館施設等が加入する和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議と連携し、文化財の被害状況を把握し、救援・保全を速やかに実施するよう努めるものとする。
また、文化庁及び国立文化財機構等を通じ、外部の専門的救援団体や、近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財建造物の被災調査に関する要領による応援部隊を受け入れるものとする。